

役員報酬決定の件

役員の間報酬については、下記の総額の範囲内とし、その範囲内における各役員の間報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 理事 (17名) の報酬 | 総額 1,000 万円 |
| (2) 監事 (3名) の報酬 | 総額 0 円 |

この理事の金額は、前年度の総代会で議決した金額と同じです。